**目 的**

市商連に加盟する商店街が単独で事業を実施するのではなく、複数の商店街、あるいはまちづくり組織等他の団体と連携して事業を実施することにより、より事業効果、事業効率を高めたりすることが可能になります。また、商店街が連携して事業を実施することで商店街の結束、組織の強化にもつながり、さらには商店街を広く市民にＰＲすることも可能になることから、これら事業に要した経費の一部を補助することを目的とする。

**◎　申請期間**

令和７年７月１日(火)～令和８年２月２７日(金)

**◎　募集件数**

予算の範囲内にて

**◎　補助限度額**

１事業に対して補助上限額：３万円　（原則１商店街当たり１年度１事業）

**◎　補助対象経費**

補助対象経費については、以下の経費を対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物作成費 | 印刷費、看板制作費、情報誌作成費 |
| 通信運搬費 | 新聞折込み費、ポスティング代、運搬費、電信料 |
| 謝礼金 | 講師及び専門家等に対する謝礼金 |
| 委託費 | 業務委託費 |
| 会場費 | 会場借上料、会議資料代 |
| その他、広く事業実施に伴い発生する経費 |

**◎　申請の流れ**

1. 事前に市商連へ連絡
2. 「申請書」「計画書」提出
3. 事業実施
4. 事業終了後に「完了書」「報告書」、請求書、領収書、写真等の実施確認書類を市商連に提出
5. 交付決定通知
6. 申請商店街へ市商連が補助額を支払い

※まずは、市商連事務局にご相談ください。